

第4次 日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画 【概要版】（案）

誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり

1. 計画策定の趣旨

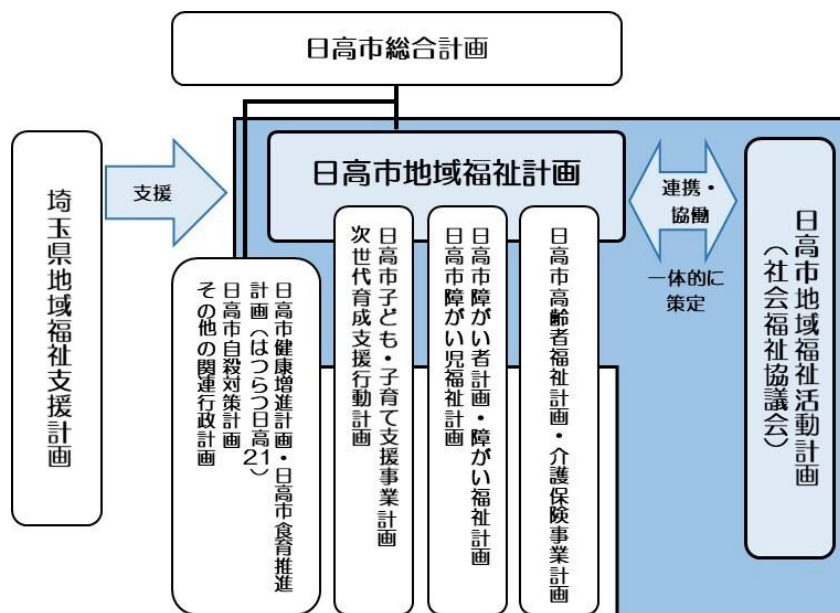
地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、関係機関・団体、行政等がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決等に取り組むことです。

近年、人口減少や少子高齢化、価値観やライフスタイルの多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による地域行事等の活動制限など、地域社会を取り巻く環境が変化し、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。一方で、全国的に多発している大規模災害に対応した地域づくりや生活困窮者、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー問題等、従来の制度では十分に対応できない課題が増え続けており、地域福祉に求められる役割は大きくなっています。

第3次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画の計画期間が終了することに伴い、近年の国・県の動向や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、第4次日高市地域福祉計画・日高市地域福祉活動計画を策定し、さらなる地域福祉の推進を図ります。

2. 計画の位置付け

- ◆ 日高市地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、**日高市の福祉分野における上位計画**
- ◆ 日高市地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく組織である日高市社会福祉協議会が中心となり、市民や地域福祉事業者が地域福祉の推進を目的とした**民間の活動・行動計画**
- ◆ 本市の「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画」等の**福祉に係る分野別計画を内包する上位の計画**



3. 計画の期間

令和6（2024）年度 ～ 令和10（2028）年度の5か年の計画とします。

国の方針や社会情勢等の変化等、必要に応じて内容の見直しを行います。

音声コード差し込み予定

4. これからの地域福祉

(1) 「地域共生社会」について

国においては、「地域共生社会」の実現を掲げた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)及び『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づき、「地域共生社会」の構築に向けた様々な取組が進められています。

国が掲げる「地域共生社会」とは、制度や分野ごとに存在する「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「支え手側」と「受け手側」に分かれることなく、あらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが地域共生社会を実現するために重要となっています。

(2) 「地域共生社会」の実現に向けて

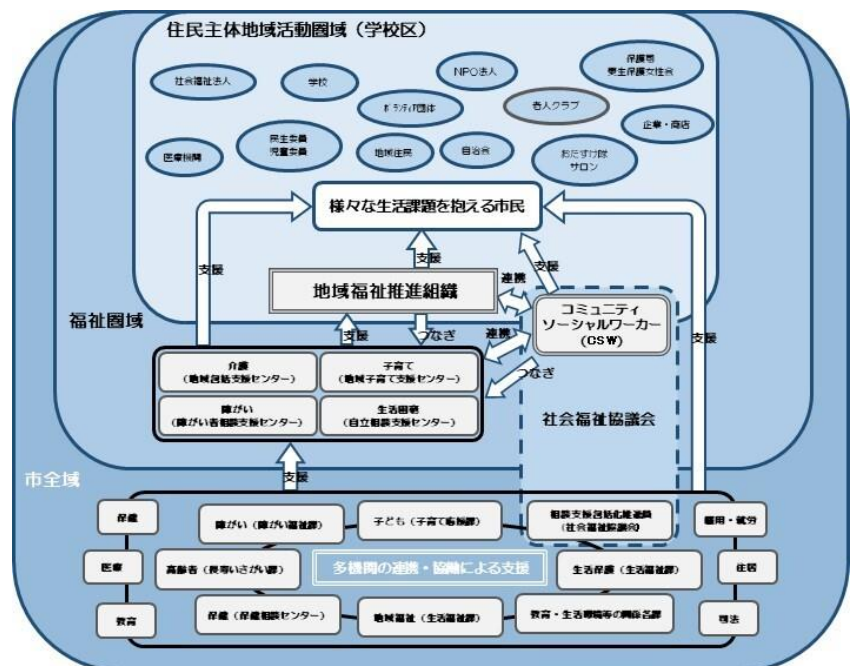
地域共生社会の実現のため、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境や相談を包括的に受け止める体制の整備を引き続き進めるとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた取組を進めていく必要があります。

(3) 圏域の設定

圏域の設定は、地域福祉を推進するために必要な取組や仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の範囲のことです。また、包括的な支援体制を整備していく上で、「住民の身近な圏域」で地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するためにも重要です。

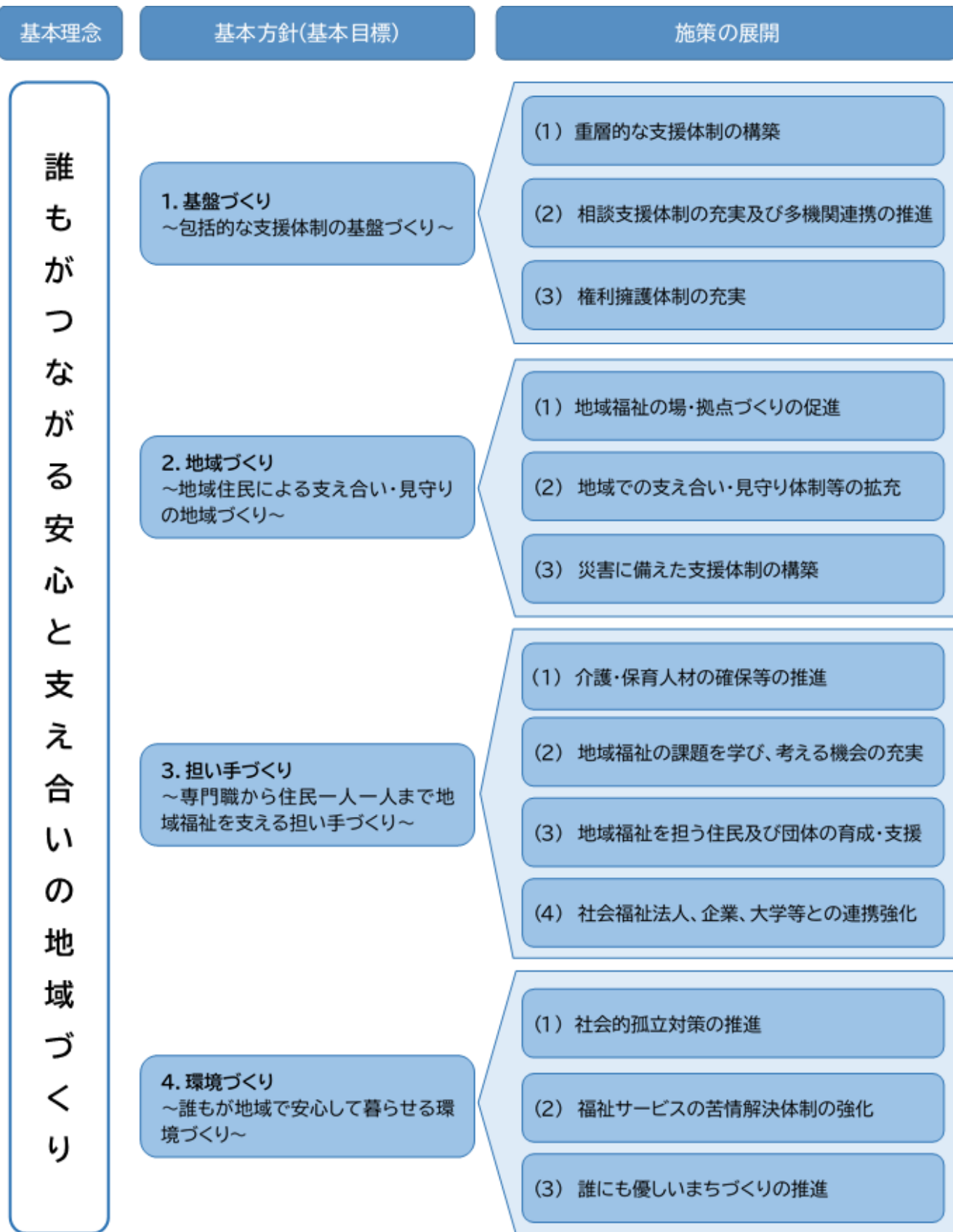
本市では、4つの圏域を基本として、「住民の身近な圏域」は、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する区や自治会といった「**互助活動圏域**」、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい小学校区、中学校区といった「**住民主体地域活動圏域**」、地域包括支援センターや地域子育て支援センターなどを核にサービスを提供する「**福祉圏域**」、そして行政の区域として定める「**市全域**」を設定し、相互に連携を図りながら、地域福祉を推進します。

【地域における住民主体の課題解決を図る体制】



5. 基本理念と施策の展開

本計画では、より一層つながりと支え合いによって安心して住み続けられる地域を目指し、以下のような基本理念を設定し、施策の展開を図ります。



6. 地域福祉の施策展開

1. 基盤づくり 包括的な支援体制の基盤づくり

(1) 重層的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画）

市の取組

重層的支援体制整備事業の実施に向け、市の組織間及び社会福祉協議会、支援関係機関等との連携強化を図るとともに、体制整備のための協議を進めます

(2) 相談支援体制の充実及び多機関連携の推進

市民や地域の取組

- 地域課題を把握し、どのようにしたら解決できるかを考え、行動します
- 地域で課題を抱えている人に気が付いたら、地域の専門職等につなぎます
- 社会福祉協議会や「地域福祉推進組織」の活動に関心を持ち、積極的に参加・協力します

市及び社会福祉協議会の取組

- 地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、地域子育て支援センター、自立相談支援センター、こども家庭センター等のセンター機能の充実
- 様々な福祉における相談員、コミュニティソーシャルワーカーなどの人員の配置
- 地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、障がい者地域総合支援協議会、自殺対策推進連絡会の開催による地域生活課題の解決に向けた取組の推進
- 住民に身近な圏域で、住民が主体的に生活課題を把握し、解決するための体制づくり
- 自ら助けを求めることができない人や自分自身の課題に気付いていない人への対応等

(3) 権利擁護体制の充実

市民や地域の取組

- 地域の見守りにより、虐待の兆候を早期発見し、専門機関に結び付けます
- 成年後見人等の必要性など権利擁護についての知識を深めます

市及び社会福祉協議会の取組

- 高齢者虐待防止、児童虐待防止、障がい者虐待防止の強化
- 成年後見制度における市長申立ての実施、担い手の確保・育成の推進
- 虐待の深刻化を防ぐための取組
- 判断能力が十分でない人への権利擁護 等

【目標値】

取組名称	令和4年度(2022年度)実績値	令和10年度(2028年度)目標値
地域福祉推進組織の設置	設置無し	市内6か所
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	2名（兼務）	3名（専任）
法人後見の実施	未実施	実施

2. 地域づくり

地域住民による支え合い・見守りの地域づくり

(1) 地域福祉の場・拠点づくりの促進

市民や地域の取組

- ボランティアとして、地域福祉の場や拠点の運営に関わります
- 地域福祉の場や拠点で地域の様々な人と交流を図ります

市及び社会福祉協議会の取組

- 地域福祉の場を運営する団体への空き家等の情報提供支援
- 認知症カフェの開催や住民主体の介護予防事業、子育て広場の充実
- 住民交流活動やサロン活動への助成、子ども食堂・地域食堂の支援
- 総合福祉センター「高麗の郷」を活用した取組の強化

(2) 地域での支え合い・見守り体制等の拡充

市民や地域の取組

- 地域おたすけ隊に参加・協力し、困っている人に対して生活支援を行います
- 交流カフェやサロン等に参加し、参加者同士の交流を深めます
- 地域の見守り活動に参加します

市及び社会福祉協議会の取組

- 民生委員・児童委員の活動支援及び活動への理解促進とシルバー人材センター、老人クラブ、子ども会などへの支援
- 仲間づくりのきっかけの場となるよう、パパ・ママ教室、育児学級、各種講座等の開催
- 地域で支え合う仕組みづくり

(3) 災害に備えた支援体制の構築

市民や地域の取組

- 災害に備え、避難訓練への参加や家具の固定等の「自助」に努めます
- 災害時にボランティアとして、応急活動や復旧・復興支援に参加します
- 地域で避難行動要支援者名簿を適切に共有し、地域で円滑に支援できるようにします

市及び社会福祉協議会の取組

- 地域の防災活動への支援・防災知識の普及啓発
- 避難行動要支援者制度や福祉避難所の設置及び充実
- 災害への備えのための訓練等の実施
- 災害ボランティアセンターの運営など災害への対応

【目標値】

取組名称	令和4年度(2022年度) 実績値	令和10年度(2028年度) 目標値
サロン活動の拡大	27か所	40か所
子ども食堂・地域食堂実施団体の拡大	4団体	6団体
災害ボランティアセンター運営訓練の実施	未実施	実施

3. 担い手づくり

専門職から住民一人一人まで地域福祉を支える担い手づくり

(1) 介護・保育人材の確保等の推進

市民や地域の取組

- 介護や保育等の福祉に関する仕事に関する知識と理解を深めます
- 福祉関係の事業所や保育所等にボランティア等として関わります

市及び社会福祉協議会の取組

- 介護人材、保育人材の確保等の方策検討
- 看護専門学校への運営補助
- 看護実習生、社会福祉士、介護福祉士実習生の受け入れ

(2) 地域福祉の課題を学び、考える機会の充実

市民や地域の取組

- 「他人事」を「我が事」と考えて、地域福祉活動に参加します
- ボランティア講座等に積極的に参加し、地域福祉に対する理解を深めます

市及び社会福祉協議会の取組

- 地域福祉意識の普及啓発促進と地域福祉活動の情報発信の強化
- 認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー養成講座の開催
- 地域福祉教育の推進と福祉教育・ボランティア学習の支援
- ボランティア活動や地域貢献学習への参加のきっかけづくり 等

(3) 地域福祉を担う住民及び団体の育成・支援

市民や地域の取組

- 自治会活動に参加し、地域コミュニティの輪を広げます
- 講座等に参加し、ボランティアや地域福祉活動のスキルアップに努めます
- 知り合いに声を掛け合い、講座等の参加者を増やし、地域福祉の輪を広げます

市及び社会福祉協議会の取組

- 地域福祉活動の促進
- 自治会等の活動、ボランティア団体・NPO法人等への支援
- ボランティア・市民活動支援センターの充実
- 地域支え合いの取組への参加の促進 等

(4) 社会福祉法人、企業、大学等との連携強化

市民や地域の取組

- 社会福祉法人、企業、大学等と連携して、地域福祉活動に参加します
- 社会福祉法人、企業、大学等の地域福祉活動に関心を持ち、理解を深めます

市及び社会福祉協議会の取組

- 社会福祉法人との連携強化
- 子育て応援自動販売機の設置や健康づくり事業等における企業、大学等との連携

【目標値】

取組名称	令和4年度(2022年度)実績値	令和10年度(2028年度)目標値
ボランティアサポーターの養成	ボランティアサポーター登録者12名	36名
地域おたすけ隊パートナーの拡大	未実施	5件
社会福祉法人連絡会(仮称)の設置運営	未実施	実施

4. 環境づくり

誰もが地域で安心して暮らせる環境づくり

(1) 社会的孤立対策の推進

市民や地域の取組

- 認知症高齢者や障がい者等に対して理解を深め、正しい知識を持ちます
- 一人一人がノーマライゼーションの理念を理解し、誰も排除しない地域を目指します
- 地域の人と顔見知りになり、困りごとを見聞きした場合は、民生委員・児童委員や各相談機関につなげます

市及び社会福祉協議会の取組

- 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、ケアラー・ヤングケアラー支援の充実
- 生活困窮家庭の子どもへの学習支援、ひとり親家庭等の自立支援、伴走型相談支援の実施
- 自殺対策、いじめ防止及び不登校対策、再犯防止等の推進
- 犯罪抑止や犯罪防止のための対応の促進
- 専門職による伴走型支援や孤立しやすい世帯に対する専門職と地域をつなぐ活動の支援

(2) 福祉サービスの苦情解決体制の強化

市民や地域の取組

- 第三者評価等を参考に適切な福祉サービスが提供できる事業者を選択します
- 福祉サービスの質の向上のため、利用者調査に積極的に協力します
- 問題があった場合は、苦情解決制度を利用して、事業者と話し合います

市及び社会福祉協議会の取組

- 福祉サービス第三者評価の普及
- 社会福祉法人の指導監査等の実施
- 苦情解決制度の充実

(3) 誰にも優しいまちづくりの推進

市民や地域の取組

- 情報が得られず困っている人がいることに気付き、手助けできるようにします
- 人々の多様性について理解し、お互いを尊重し合います
- それぞれの人に合った配慮について理解し、相手の意向にあった配慮ができるよう、正しい理解を深めます

市及び社会福祉協議会の取組

- ハード、ソフトの両面に係るバリアフリー整備の推進
- 介護マーク、ヘルプマーク・ヘルプカード、マタニティマークの普及促進
- 人権教育及び人権啓発等の推進
- 情報弱者をつくらない環境づくり
- 地域おたすけ隊パートナー制度（仮称）による地域おたすけ隊の運営支援 等

【目標値】

取組名称	令和4年度(2022年度) 実績値	令和10年度(2028年度) 目標値
手話ミ二講座等の開催支援	実績なし	年4回
地域おたすけ隊における運転協力会員の拡充	24人	48人

7. 計画の推進

◇ 協働による計画の推進

「誰もがつながる安心と支え合いの地域づくり」を実現するためには、市や社会福祉協議会の取組だけではなく、地域で生活をしている市民一人一人との協働が必要不可欠です。また、地域住民が抱える多種・多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域の中で活動する福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等の地域福祉の担い手も含め、それぞれの役割を明らかにし、相互に連携を図りながら協働していくことが必要です。

【市民（地域）】

- 地域福祉の推進主体であることを自覚し、地域福祉に対する意識を高めます
- 地域福祉活動の担い手として積極的に地域活動・福祉活動を行います

【福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等】

- 福祉サービス提供事業者は、利用者の自立支援を基本とし、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容の情報提供及び関係機関等との連携強化を図ります
- 関係機関・団体等は、相互連携を図るとともに、社会福祉協議会及び市と連携・協力して、地域福祉活動を推進します

【社会福祉協議会】

- 地域福祉活動の中心的な担い手として積極的に地域に出向き、地域福祉活動への住民参加の機会を拡充するコーディネート活動を行うとともに、市・福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等と連携し、地域福祉活動を総合的に推進します

【市】

- 多種・多様化するニーズを的確に把握し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努め、社会福祉協議会・福祉サービス提供事業者・関係機関・団体等と連携しながら地域に根ざした施策の展開を図るとともに、きめ細かい福祉サービスを総合的に提供します

◇ 計画の進行管理

本計画を実行性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要なことから、右図のとおり、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）によるマネジメントサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。



発行日 令和6年3月

発行 日高市・社会福祉法人日高市社会福祉協議会
編集 日高市福祉子ども部・社会福祉法人日高市社会福祉協議会
【日高市】

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地
電話番号 042-989-2111（代表）

【社会福祉法人日高市社会福祉協議会】

〒350-1235 埼玉県日高市大字楡木 201 番地 日高市総合福祉センター「高麗の郷」内
電話番号 042-985-9100

音声コード差
し込み予定